

参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第四号

昭和四十一年三月十日(木曜日)
午後一時二十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 秋山 長造君
理事 鹿島 俊雄君
委員 源田 実君
森 元治郎君
石井 桂君
近藤 鶴代君
笹森 順造君
平島 敏夫君
宮崎 正雄君
山本 杉君
森 勝治君

委員

国務大臣

国務大臣 上原 正吉君
政府委員 防衛施設庁長官 小幡 久男君
防衛施設庁総務 大浜 用正君
部会計課長 財満 功君
防衛施設庁施設 田川 誠一君
部長 小林 貞雄君
科学技術行政次 藤井孝四郎君
官房長 官房會計課長 高橋 正春君
科学技術庁研究 調整局長 谷敷 寛君
科学技術庁振興 局長 村田 浩君
科学技術庁原子 力局長

事務局側

科学技術庁資源 局長 橋 恭一君
外務省北米局長 安川 壯君
常任委員会専門 員 渡辺 猛君

本日の会議に付した案件

○核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○科学技術振興対策樹立に関する調査(水戸射爆場返還問題に関する件)
(使用済燃料再処理施設に関する件)

○委員長(秋山長造君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。上原科学技術庁長官。

○国務大臣(上原正吉君) 核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

核原料物質開発促進臨時措置法は、原子力基本法に定める目的の達成に資するため、国内に賦存する核原料資源の開発を促進することを目的として、昭和三十一年五月四日に制定された法律であります。

その内容としては、通商産業省地質調査所及び原子燃料公社による核原料物質の探鉱及びその開発を、国家的立場から積極的かつ効率的に行なわせるために、鉱業法の特例を定めていたものであります。

本法のもとにおきまして、過去十年間、原子燃料公社及び地質調査所は、積極的な探鉱活動に従事いたしました。

事いたし、日本全国の約三分の二に相当する地域の調査を行なうとともに、有望な地域につきましまして、さらに精密な調査を行ないました結果、人形峠地区、東濃地区等の地域におきまして約四千トンのウラン鉱量を把握する成果をあげてまいりました。

しかしながら、その調査は、いまだ十分に尽くされてはいない状況でありまして、さらに全国的に有望地域の調査を行なうにあたっては、今後とも、原子燃料公社及び地質調査所の探鉱活動に期待するところがきわめて大きく、そのためには、今後なお十年間を要する見込みであります。

今日の核燃料としてのウランの需要に対し、世界における低廉なウラン資源の賦存量はかなり豊富であり、わが国といたしましては、その入手について当面困難を来さず事態にはないわけであり、また、世界各國における原子力発電の開発は、ことに著しく、その結果として、将来における低廉なウラン資源の需給逼迫等も考慮するとき、わが国といたしましては、その入手についての情勢の変化の可能性を十分考慮しておく必要があると存する次第であります。

このような長期的観点に立つて国内における核原料資源の賦存状況を明確に把握し、その開発の可能性について検討しておくことは、エネルギー資源の安定した供給の保障を考慮する場合、その一つの手段として、きわめて重要な意義をもつものと考えらるべきであります。

以上述べましたような観点から、国内の核原料資源について、原子燃料公社及び地質調査所の探鉱業務を今後とも積極的に続行せしめることはぜひとも必要であり、そのためには、探鉱活動の円滑な遂行をはかる上で、その背景として重要な役割を果たしてきた本法を存続せしめることが必要かつ適切であると考えます。

以上のような理由から、本法をなお十年間存続せしめ、あわせて若干の条文の整理をすることを内容とする本法案を提出することとした次第であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(秋山長造君) 本案に対する質疑は、これを後日に譲りたいと思います。

○委員長(秋山長造君) 次に、科学技術振興対策樹立に関する調査を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○森元治郎君、私は、すわってやりますから、お願いいたします。

水戸の射爆場の返還問題と、使用済み核燃料の再処理工場、これについて何おうと思つたんですが、三十分大至急でやっても、一つしかできないと思ひますが、ひとつお願いいたします。

射爆場について、まず伺いますが、それじゃ事務的に、方針を変えて、形容詞を抜きで、すばり伺ひますが、大臣は、ライシャワー大使にお会いになつて射爆場返還について御努力をしてくださいましたようですが、その結果を伺ひたいのです。

○国務大臣(上原正吉君) 射爆場の返還は、御承知のように、長い間の懸案でございまして、一日も早く解決したいと思ひまして、就任早々、実はライシャワー大使に面会を求めまして、返還方を懇請いたしましたわけでございます。だいぶわれわれの主張はよく理解をしてくださいます。前から何べんか折衝が行なわれておつたと見えますが、よく理解していただいておりますのでございまして、何ぶんにも、代替地が思うようなものが見当たらず

ないということと遷延しているのだ、こういうこととでございます。

それから防衛庁にも、しばしばこれは回を重ねて参りましたところが、やはり防衛庁でも、御承知のように、新島の射撃場を東海村の射撃場のかわりに拡張して、整備してやりたいということ、予算の要求などもやってくださしましたけれども、思うように進捗いたしませんようなことで、いまだに解決しないでおるわけでございます。まことに残念でもあり、申しわけない次第でございます。今後とも一そう努力を重ねてまいるつもりでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○森元治郎君 ライシャワー大使にお会いになったのだから、私は何か具体的なものを持っていかれたと思つたのですが、そうでなければ、お互いによい、もう理解しておるはずだと思つたのです。ただ手ぶらで行かれたというのは、どうも、代替地はどうだと向こうから言われて、いまのところ、こつちが、げたを預けられた形のように何一つおりますから、預けられたほうはどうだ、こういうことではなかつたんですか、どうですか。

○国務大臣(上原正吉君) その手ぶらで行つたという……実は、新島ではどうかという話になつておりましたから、それをぜひ取り上げてもらうようにと、こういうつもりで行つたのでございまして、それが成就しなかつた、こういうわけなんです。

○森元治郎君 その新島というのは、その場で「ノー」と言われたのですか。検討の上、防衛庁長官に向かつて返事が来たんですか。

○国務大臣(上原正吉君) 「ノー」というのではない。もつとも、ライシャワー大使が直接の担当ではございせんから、「ノー」というのではなかつたんでございまして、軍が承知をするような代替地でないということなのでございまして、まあ、承知しそりもないという話ではございまして。

○森元治郎君 それじゃ、施設庁長官、少し専門家の見地から新島を水戸射撃場にかわる価値のあ

るものだという確信をもつて持っていかけたのか、そして共同で検討しようということになつたのか、あるいは、その話を聞いて、向こうだけで、どうも思わしくないといつてけつてきたのか、あるいは現在懸念中であるのか、向こうが考へているのか、日本側じゃなくて向こうが検討して返事する段階にあるのか、いわゆる事実の経過だけを御説明いただきたい。

○政府委員(小幡久男君) 先ほど新島というお話が出ましたので、かりに新島という問題にしばつて申し上げます。

かりに、そういうことでありますと、われわれのほうも、昨年の五月に小泉長官がウェストン將軍と会いましたが、たゞ新島にいたしますと、あそこは御承知のように海面の広がりがございますが、陸地が非常に狭いということ、まあ、これも御承知だと思ひますが、断崖が九十メートルばかりございまして、非常に気象の乱れがある。かてて加へまして、あそこは、船着き場にも、めつたに船が着かぬという激しい気流もございまして、気象上——主として気象条件でございまして、安全な低空の訓練ができないというのが一番大きな難点でございまして。われわれのほうも、たとへば陸地を削るとかいうふうな問題もいろいろ考へて、試案としては、そういう検討もして相談をしておるのでございまして、先ほど大臣からもお話がありまして、やはり低空飛行の安全が保しがたいという致命的な問題で、現在行き詰まつておるといふのが真相でございまして。

○森元治郎君 行き詰まつていふという、現在のところは、代替地は新島一つで話をしほつてやつておられるんですか。まだ、ほかに向こうと話を議題になつていふものがあるんですか。

○政府委員(小幡久男君) まあ新島と、いま名前が出ましたものですから出しましたのですが、あとい、二、これは名前を出しますと、また非常に問題になりますので、具体的なあれは差し控へさせていただきますが、複数で話はしております。

しかし、いずれも非常にむずかしい条件であるという交渉の段階でございまして。

○森元治郎君 新島ですが、これはお出しになつた以上、例の射撃場の条件として水陸両面があること、広いこと、人口が稠密でないこと、それから気象条件がよいことなどがありませんか。いやしくも、こちらから出す以上は、これをおよそ充足するものだ、この目標はそういうことでお出しになつたと思ひんですが、その自信のほどは、何%充足しているか、その条件の……

○政府委員(小幡久男君) まあ、何%という、その表現はむずかしいんですが、一番基本的には、土地の提供は必ずしも現時点では満足すべきものではございませんが、これに相当量の土木工事をすれば、あるいは可能ではないかという判断をいたして出したわけでございまして、その後いろいろ折衝しております段階におきまして、たとえば、過去十年間の時点における冬期及び夏期の天候が悪いという点、先ほど申しました悪気流による飛行の障害がある、それから平坦な地が少ない、それから緊急時のための、補給のための飛行場として適当な滑走路というものを得る地積が近郊にない、というふうな、いろいろな条件がございまして、飛行場は全体としていろいろな付属設備等もございまして、そういう見地から、非常に現在行き悩んでいる。ことに、その気流の悪いという点が一番のポイントになつております。

○森元治郎君 あちらこちら適当な土地をさがすためにはお金もかかる。人も出すんですから、そういう予算といふものが計上されているんだらうと思ひますが、四十一年度はどのくらいか。昨年はどのくらい使つておられましたか。

○政府委員(小幡久男君) 会計課長から……

○政府委員(大浜正吉君) 当庁の予算書に、施設区域等調査旅費として一千三万八千円というものが計上されておまして、その他事務的なものが、施設区域等調査費、八百四十七万九千円計上しております。まあ、施設の返還、提供その他の調

査は、この経費をもつて充當いたしますので、その範囲内で調査をいたします。

○森元治郎君 昨年だったか、小泉長官が、アメリカ側とはもう高度折衝の段階で、いま私は事務局当局をして根回しをさせております、こういうことをおっしゃつたようですが、その結果はどうでしたか。

○政府委員(小幡久男君) その経緯が、いま申し上げたようなことでございまして。

○森元治郎君 それが高度政治折衝ですか。

○政府委員(小幡久男君) 小泉長官が、米側に對しまして、書面で代替地の腹案を出すから検討してほしいという、まあ折衝をなされたわけでございます。それを受けまして、われわれが自後の具体的な候補地を出しまして折衝しているわけでございますが、その具体的な候補地の一つでありますところの、いまお話しになりました新島につきましては、そのような見込みになつていふということをお話し上げました次第でございまして。

○森元治郎君 愛知長官が、昨年、長官の一つのお考えでしよう、原子力委員会の決議などをもつてアメリカ要路へのアピールをするのも一つの方法だと考へていふことを言われたのですが、愛知長官はおやりになつたのかどうか。あるいは、おやりになつて、なお上原長官も、その線でおやりになつていふのか。この愛知長官のアイデアの行くえ、行くえ不明になつていふのか、行くえを伺いたい。

○政府委員(村田浩君) 愛知前長官は、御在任當時に、ただいま上原長官のお述べになりましたような趣旨もありまして、まずライシャワー大使に会われまして、そしていまお話のあつたような趣旨も含め、いろいろ日本側の考へ方、特に原子力委員会委員長、科学技術庁長官としての要望を申され、その際に申されたことで、実際に米国の要人とお会いになつて具体的なお話し合いをされたかという点につきましては、長官御在任中に米國へ回られるという機会も残念ながらございまして、来日された米國側の要人とお会いになりまし

た際に、あるいは非公式な会合その他等申され
たかと思つてございすが、具体的な資料と
しては私も承知いたしておりません。

○森元治郎君 原子力委員会の決議をもつて、と
いうのが大臣の御答弁の中にあつたのですが、そ
ういう原子力委員会の決議という形はやつ
たことがあるのですか、愛知さんのときに。

○政府委員(村田浩君) 手元に資料を持っており
ませんが、私の記憶いたしますところでは、愛知
前長官御在任中に、原子力委員会が委員会におい
てそのような趣旨のことで正式な決議を行つた
ということ承知いたしておりません。

○森元治郎君 そこで、また話をとへ戻して、
アメリカ側が出ておる、四つでしよう、四つ
か五つの射撃場の適地条件、これは、日米合同委
員会などで、施設庁長官や安川北米局長などお出
になつてお話しになつたときに、議題に当然なつ
たと思うのだが、これを緩和するといふような話
し合ひは、これまでになつたのですか。

○政府委員(小幡久男君) ただいまのお話、米側
の条件ですが、これは、三十六年度の五月に、合
同委員会でありませう、施設特別委員会であつて
おります。施設特別委員会は、合同委員会の下部
機構でございす。いろいろこまかいことは、先ほ
ど四つか五つかとお話ししましたが、たくさん
ございす。しかし、そういうこまかいことの中
で、ある部分は緩和してもよいことを言つ
ております。しかし、せんに詰めて残ります
のは、これは横田飛行場とか厚木の飛行場が行
くわけでございますので、横田基地から一定の距
離が必要だ、これは譲れない。それから陸上及び
海上の演習もあわせてやりますので、陸海両用で
ないといふ点でございす。それから気象
条件でございす。これは飛行安全上当然のこと
でございす。それから現在程度の高陸を含め
ての広がりが必要だ。それから人口の稠密地
帯から離れる。こういうようなことは、これは
まあ日米双方にとって当然なことであると思ひま
す。そういう点は基本的な問題でありまして、

あとの技術的な問題は多少話し合ひの余地はある
といふふうに考へております。

○森元治郎君 そこで、専門家が日米合同委員会
に出て射撃場移転についての話し合ひは何回もやつ
たわけですが、もう私は限度じゃないかと……
この横田基地から二百キロくらい——二百キロく
らいでしたら、かなりの間に、那珂湊射撃場のよ
うな三百五十万坪、それから海面まで入れれば二
千三百万坪などというけつこな所はない。しか
も、人口が密な所では困るという条件があるが、
日本全体が稠密であり、関東はそれが集結してい
る所ですから、これはないのだと私は思ひます。

○政府委員(安川壯君) 私も、率直に申しまして、
この問題は非常に困難な問題だと感じております。
で、やはり基本は代替地を見つけないといふこと
でございまして、代替地を見つけないといふことは非
常に困難だといふことは、私も率直に、そういう
ふうに感じております。しかしながら、そういう
りますからといって、私、これが不可能だといふ
結論を出すのは、まだ早いのではないかと……
結語を出すのは、まだ早いのではないかと……
いろいろアメリカ側の条件といふようなものを御
説明ございしましたが、私も、いやしくも安保条約
に基づきまして、まあいざ日本国防衛の責任を
持つておる米軍の軍事上の最小限度の要求といふ
ものは、これは当然尊重しなければならぬと思ひ
ますけれども、その最小限度の範囲内で何とかそ
の代替地を見つけないといふことが不可能である
といふ結論をここで出しますのは、時期尚早で、さ
らに努力をする余地はございす。また、その
条件につきましても、最小限度の条件といふもの
は、もちろん動かし得ないと思ひますけれども、私

の接触しました感じから申しまして、アメリカ側
も、この問題の重要性と申しますか、といふこと
は十分認識しておりますので、条件につきまして
は、何らかの妥協点といふものを見つけないことは
不可能ではないと、そういうふうに考へておりま
す。

○森元治郎君 施設庁長官、どんな感じですか。

○政府委員(小幡久男君) 私も、これですべてビ
リオドを打つという気はございせんが、非常に
むずかしい問題だといふ感じはしております。率
直に申しまして。

○森元治郎君 大臣に伺ひますがね。これはもう
事務的な段階では、とてもそんなけつこな条件
にかなう土地を、横田を中心二百キロ内外のと
ころに求めるというのには、私は困難だと思ひ
ます。事務当局は、望みはないと言つたんじや、これ
はあがつたりですか、不可能とまでは思ひない
と言つておりますが、むずかしいと思ひます。

そこで、この問題に対する一体日本の態度はど
うかといふと、歴代の大蔵は全部移転に賛成して、
努力する、科学技術庁長官も、防衛庁長官も、外務
大臣も、そういう御意向です。衆参両院の科学技
術特別委員会も、決議をして、移転をしましよ
う。地元も県民は反対、県知事は反対、自民党の与
党も、われわれ社会党も、茨城県では超党派で全部
反対、市町村も反対——これだけになりますと、こ
れは日本国全体、総意をもつて反対という形がで
きています。これは、その総意をもつて日本が当
たつてゐる。これは、どつちが譲るべきかといふ
ならば、私は、アメリカが、もう譲りがたきを譲る
以外には手がでないんじゃないか。どう思ひます
か、どつちが譲るべきか。こつちは、国民の総
意、与野党、一億の国民が反対と言つてもいい
らいにまとまつておる。珍しくまとまつた問題で
す。そこで、これを高度政治折衝といふのじやな
くて、閣議まで持ち上げて、閣議で——前にやつ
たことがあつたかとも思ひますが、あらためて
返還を内閣総理大臣の名において求める、閣議の
決定に持ち込んで向こうに求める、こういうこと

をやるべき段階だと思ひます。しかし、この射
撃場は、防衛に關しては防衛庁の所管にもなるだ
ろうし、原子力関係の施設から見れば科学技
術庁長官の所管にもなるようだし、外交折衝面
では外務当局の所管といふ、中心がないような形
で、そこで私は、科学技術庁長官が、歴代
のおつちやつてゐることはみな同じなんです
から、あなたがイニシアチブをとつて、閣議として
こつちやうといふことをやつてもらふ段階であ
る、それしかないと思ひますが、長官の所信を
ひとつ伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(上原正吉君) これは、私がイニシ
アチブをとるべきものだと思ひないのです。や
はり、何と申しますか、順序も形もございまして、
むしろ、国の総意であるといふれば、外務省がそ
の筋に当たるべきである。直接の管掌は防衛庁であ
り、それから国の窓口は外務省で——条約に基づ
く施設ですから、どうも外務省を通じてやるのが
一番の本筋だと思ひます。そこで、閣議の
決議もございす。その窓口になるべきものは外務省であ
らう、こつち考へておられます、私が率先してイニ
シアチブをとらうといふ気には、まだなつており
ません。

○森元治郎君 私は、そこに外務大臣がいれば、外
務大臣にイニシアチブをとつたらいかかと、防
衛庁長官なら長官に言ふと思ひます。あなたは
科学技術庁長官ですが、あなたの辞令には、任ず
國務大臣、科学技術庁長官を命ず、とあるのだら
うと思ひます。そこにあなただのえらさといふの
があるのです。國務大臣上原正吉さんがイニ
シアチブをとつて閣議でやるというところ、國務大
臣として閣議に列席しておられるのだから、あな
たが言ひ出そうと、だれが言ひ出そうと、これは
同じなんです。ですから、たまたまいま、いろ
いろな問題もあり、密接な関係にある科学技術
長官、歴代の長官が、もう一生懸命努力してま
すといふ同じ文句を言つてゐるわけですから、さ
つそく次の定例閣議に、どうかしなやならぬとい

もう、最高の道で話し合いをつけるべき段階だと思ふのです。

二時ということでありますから、私は次回に譲りますが、そういう意味で、ひとつ科学技術庁長官も閣議で奮闘してもらいたいということを要望して、大事な再処理、あなたの専門のほうは、残念ながらあとに譲つて、終わります。所信のほどを一べん述べてから行つて下さい。

○国務大臣(上原正吉君) おっしゃることは、よくわかるのです。私も、その点はわかるのですけれども、何と申しますか、努力はお暫いたしませうけれども、できるだけの努力はいたしますという事で、ごかんべん願ひたいと思います。

○森元治郎君 使用済み燃料の再処理について、

今度あなたのほうの所管ですから、原子力局長に……。

何か新聞では、今度、再処理工場の設計、これをつくるためにフランスの会社と契約をしたというようなことが二月の二十四日の新聞に出ておりましたが、どうですか。

○政府委員(村田浩君) 四十年度予算に、原子燃料公社に再処理施設の詳細設計費の一部としまし

て、債務負担行為額として三億九千九百万円、それから現金としまして二億円がつけてございます。この趣旨は、昭和四十六年を一応完成のめどとしまして、わが国に再処理施設をつくる場合に備え

て、その設計をいたすと、こういうことであります。その設計費がついたわけでございます。したがいまして、その線に沿って、アメリカ、イギリス、フランス各国の再処理関係をやっております。

メーカといろいろ折衝されました結果、ただいま森先生のお話にありましたように、先ほどフランスのサンゴバン社との間で詳細設計につきましての第一次契約ができた、こういうことになっております。

○森元治郎君 一次契約とはどういうことですか。

○政府委員(村田浩君) この詳細設計をやります前に、当然でございますが、予備設計というより

なものをやっております。これは、すでに昭和三十三年、三十九年と二年間にわたって勉強いたしましたのでございます。これは同じく原子燃料公社でございますが、その線に従って、ただいま詳細設計の契約を進めておられるわけですが、予算等の関係もございまして、四十年年度予算では、ただいま申し上げましたように、債務負担行為の額を含めて三億九千九百万円しかついておりません。しかし、予備設計から大体推察できますことは、詳細設計費全体といたしましては、十三億程度かかるものと予定されております。したがって、詳細設計の身を区分いたしまして、そのうちの第一次分ということで、先ほど契約を結んだわけでございます。

○森元治郎君 この設計を頼む場合には、いまお聞きすれば、三十八、九年と予備設計の作業を日本側でやられたわけですね。設計する場合には、当然敷地、どこへ建てるかということも、環境、立地条件、その他考えてやりますから、架空な設計ということはないわけですね。そうすれば、どこにやるのか。東海地区、われわれの東海村ですね、あそこかとも思うのですが、いままでの大臣の説明では、東海を含めて流動的に考える……この設計にあたっては、あそこを一応頭に入れて設計なんですか。一応頭に入れて設計か、そうでないか、その点はどうなんですか。

○政府委員(村田浩君) 再処理工場を建設することになりますれば、当然、そのための用地が必要でございます。そういう観点から、燃料公社でも、かねがね準備を進めておられるわけでございますが、予算的には、すでに昭和三十三年、八年度予算であつたと思いますが、東海村にございまして、原子燃料公社の用地を、これは地元とも御相談して、買収いたしまして、所要の敷地を持つております。したがって、現在そこを必ずつくるといふ、建設をそこでやるかどうかということと正式に決定したわけではございませんが、設計を進めていく段階におきましては、一応そういうこともございまして、頭に置いてやっております。

いうことでございまして。

○森元治郎君 要するに、頭に置いてやった、空なことではございませんからね。そこで、いつまでにそういうことを決定しなければならぬか。あなたのはうからもらった説明書では、四十六年度に稼働できるようにということであれば、やはり決定しなければならぬ。いつ、どんな機関が参加して、手続はどんなふうになるか、その間の御説明を願いたい。

○政府委員(村田浩君) 形としては、再処理施設を具体的に建設するというに相なります。ときには、やはり法に従いまして、設置の許可をとることになります。その設置の許可の申請をいたしましたときには、内閣総理大臣は原子力委員会に意見を聞かれるわけでありまして、その設置を許可いたすときには、当然、用地がどこにあるかということと関連して安全性を検討するわけでございます。それから、その安全性の検討の結果、たとえば東海村なら東海村の用地で安全であるという結論が出まして許可が行なわれますと、形としては、一応それがはつきりしてくるということになります。

○森元治郎君 時間節約だから……私の言つたのは、いつという時間の問題ですね。いつごろ許可になるか。いろいろまた許可にも時間がかかりますね、審査したりなにかするもので、それで、おおよその見当をつければ仕事はできないので、いつごろ原燃のほうにはそういう許可を出してくるようになるのか。いつということも一つ。

もう一つは、愛知長官なんかの談話では、その際には、おせじかどうかしらぬが、委員会——この委員会です、委員の方々と御相談も、地元とも——地元とは何を言うか知りませんが、地元とも御相談して検討したい、こういうふうな答えておられるのか。地元にも相談するの、当委員会にはかられるのか、その点もあわせて、
○政府委員(村田浩君) ただいま申し上げました安全審査というものは、現在、原子力委員会に、

再処理施設の安全審査専門部会というのがすでに設けられております。それで、原子力研究所にございまして再処理研究施設等の安全審査等もすでにな行ないます。現在、燃料公社の詳細設計にかかりました前記、予備設計をやっているわけでございますから、そういうものを材料として、いよいよ予備審査的な勉強をしておられます。正式な設置の許可申請が出ますのは、これからの契約に基づいて詳細設計がどのように進みますか、それができ上がりませんと、詳細な事項が判明いたしませんから、そういう事項を加えて設置の許可の申請が出るわけでありまして、ただ、予算上の予定から申しますと、詳細設計が全部終わりますのは昭和四十三年になっております。したがって、おそくとも、それまでには設置許可の申請のために必要な材料は整うことになると思うのであります。ですから、その線から申しますと、ほぼそのころという推定ができるわけでありまして、これはもちろん、ただいま結んだばかりの契約が順調に進むかどうか、そういうことも大きく関連いたします。さらに、私申し上げましたのは、設置許可という点での決定でございます。現実には許可が出まして、建設は、やはり地元の方々の協力なくしては、できるものではないと思ふ。したがって、実際の建設というところは、地元の方々が御納得いただくという形になって初めて着手し得るものと、こう考えております。

○森元治郎君 私はしろとだけども、いわゆる敷地が、東海とか愛知とか、どこかということが役所のほうとして公式に発表される時期は——きめておいて相談というのもあるし、相談して不調になれば移すという相談もあるが、大体この場合は、想定をしても設計しているのだから、東海だとは想像はしますが、四十三年度といつても、まだ少し時間がありますが、東海というふうに私は言わず語らず理解しているわけだが、敷地決定の時期は早ければ早いほうが、すべての準備、環境整備その他、準備に時間がかかっていると思うので、本年じゅう、四十一年度じゅうに名前がきま

ることになると思うのだが、いかがですか。

○政府委員(村田浩君) 再処理工場を含み、重要な原子力施設を国内に設置いたします場合には、設置者の責任において用地を取得し、あるいは配慮しまして、その用地に当該施設を置きまして場合の安全性につきましても、政府に審査を求め、許可を求める、こういうたてまえになっております。したがって、原子力委員会あるいは科学技術庁としまして、先に用地を政府として決定して、必ずここにつくらなければならぬのだ、こういう形です。それから、安全性の審査というものが、そこで前提が課せられてしまうのでありますので、そういう方法をとっております。

私申し上げましたのは、一応過去の予算措置の経緯等から申し上げて、お話のとおり、東海村を頭に置いて設計を進めておられますから、当然、そこに設置した場合の安全性の審査を求めてくるものと思ひます。その場合には、はたして東海村の現状において……これは射撃場もある。現に存在する。そのときに存在いたしましたならば、その存在しておるという条件のもとでの安全審査をいたすわけでありまして、そういういたしまして、その安全の面からはどうであらうかということとを判断いたしまして設置の許可を与えるわけでありまして、そういう意味で申し上げたわけでございます。しかしながら、安全審査会の方々の意見はともあれ、地元のほうにおきまして、建設するのは困るというところもございまして、それを強行させるという法的な根拠はないわけでありまして、
○森元治郎君 適不適の問題であります、御承知のように、地元では反対であるという空気でありまして、何か、再処理工場の問題について、こつちから調査団が行つて、報告書も一番新しいのしか拝見しないが、たぶんイギリスの場合だと思ふが、飛行機の墜落と使用済み燃料再処理工場との関係のところ、イギリスでは、飛行機の墜着陸のコースにさえ入つていなければいいんだというふうなことを書いてあつたように思ふが、あそこは、そうじゃなくて、爆弾——大小は別とし

て、とにかく爆撃をする所だということになりま
す。おそろしくイギリスでも承知すまいと思われ
るような調査報告書を私は読ましてもらつたわけ
です。

この反対のことについては、いずれ申し上げま
すが、きょうは時間がありませんから、事実だけ
を、将来の勉強のために、さらに伺いますが、地
元の意見も聞いて、局長は先ほどおっしゃいま
した。地元の見解としては、再三あなたのごと
くに県から要望書が出て、地元の公共団体として
災害発生の際に働くのは公共団体でなければな
い。何かという、その協力を得なければならぬ。
それが、治外法権のようになっていて、何ら発言
権、介入権……運営、管理のどの面にもタッチ
できないのはおかしいじゃないか。何か法律で、
その公共団体の長が、この管理運営などに、ど
んな形で参加するかは別として、法的に相談の相
手として入れてもらいたいという要望が出てお
ります。これをどうなるかに考えられるか。従来、
愛知さんの御答弁だったと思うのだが、その愛知
さんの答弁の中には、現行の法律の運用でいい
じゃないか。現行の法律というものは災害対策基
本法をいうのだから私わかりませんが、それでい
いじゃないかという、やわらかい表現で、賛成
じゃない意味を答えておられますが、この公共
団体の要望、これをどういうふうにお考えにな
りますか。私は、至当な要望じゃないか、不当では
ないかと考える。法制化するかどうかは次の問題
として、どんなふうにお考えになるか、虚心のこ
ろをひとつ伺いたい。

○政府委員(村田浩君) 愛知前委員長長の御在任中
に、そんなような要望が茨城県当局からありま
したことは聞いております。しかしながら、私ども
の考え方は、るる申し上げましたとおりでありま
して、むしろ、地方の公共団体等の御意見は、安
全審査ということと関係がある問題ではないかと
思っております。そこで、法的に必ず地方公共団
体の長の承諾を受けるという形をとるという性質
のものではなくて、むしろ、安全審査について安

全審査の専門家が、その土地の状況に対して、
あらゆる事故を想定してみて、住民の安全を確保
できるかという点で判断される際に、地元の不安
がございましたらば、それを開陳して、委員も
十分その点は認識して審査を行なうということが
実際に即した考え方ではないかと思っております。
ご意見を。法律上は明記されておきませんが、
原子力施設を安全審査いたします際には、その設
置されます地元からのいろいろな意見というものは、
これを聴取することができなければならない。こ
れから、再処理施設を安全審査して設置の
許可を出すかどうかという際におきましては、そ
のような意味で、そのような線で、地元の意見を
十分お聞きするということは、現行法規の中でも
可能であると思っております。

○森元治郎君 向こうの、茨城県の出してあるこ
との趣旨は、安全審査のあなたの専門の領域に手
を突っ込むというのじゃなくて、向こうの言っ
ておるのは、原子力災害発生時における対策は地元
公共団体にその全責任を負わしている、この責任
を全うするためには、原子力の規制法を改正して、
原子炉設置にあたっては関係知事の同意を求める
とか、知事の権限を明確にするとか、こういうこ
とを言っていて、災害というところに重点が入って
いるわけですね。この点はどうですか。

○政府委員(村田浩君) それは、災害対策基本法
に基づく防災計画のことであり、一体いかなる状況
を想定して計画を立てればよいかというところであ
りますので、その際の想定し得る最大の事故とい
うものを、どういうものをお考えおけいばいいか、そ
の際の想定し得る最大の事故といふものを、どう
いうものをお考えおけいばいいか、これは科学的に
根拠つけて出してくるものであります。その判
断は、私がいま申しました安全審査会のほうにお
いて検討されて、この程度の想定であれば、十分
いかなる場合もカバーできるという判断をいたし、
そうしてその際における周辺住民の安全等を検討
されるわけでありまして、設置が許可になりま

したときには、そこで出されました最大想定事故
の材料をもって、それに対処できる防災計画とい
うものをつくっていくと、こういうことに相なる
わけでありまして、地方自治団体がこれをつくりま
す際には、中央の所管官庁において策定した基本
要綱というものを一つのよりどころとしてつくる
わけでありまして、茨城県当局とは、そういうた
点につきましては、これまで密接に連絡いたしま
して、御相談し、研究もいたしておるわけでご
さいます。

○森元治郎君 それは、あまりいじじいにならない
で……。何かの権限によその者が手を出す日本
人はいやがるから。そうではなくて、安全性とい
う、災害という問題について、調査報告書にも、
ほんとに外国の場合は、面積とか人口分布を考え
るとか、非常によくできておる。日本のような
ああいう爆撃場のそばにあるようなところはな
いのでありますから、私は引き続き御相談される
のが至当だと思うのです。

また、一体再処理するには、どのくらいの燃料、
何トン、何キロ……。おそろしく何トンになりま
しょうね。何トンを目標としておるんだかを伺
いたい。

その他問題は、たくさん山ほどありますが、そ
れはやめまして、一問だけ伺います。たとえは二
百トンなら二百トン、百トンなら百トン。そうす
ると、工場は東海だけでは、それだけでは、でき
ないでしょうから、どこどこで、何年度計画で、
どのくらいの再処理をするかということが一つ。

○政府委員(村田浩君) 先ほど申し上げましたフ
ランスのサンゴバン社と原子燃料公社との間で詳
細設計についての一次契約がなされたわけであり
ますが、その際の設計の基礎となっておりまして
処理工場の規模は、一日の処理能力〇・七トンと
いうことになっております。大抵年間稼働日数
を、この種の化学工場は三百日程度と見るよう
でございますから、そういういたしますと、年間の処理
能力は二百十トン程度、こういう規模のものであ
ります。それで、この程度の規模のもので、どの
程度の原子力発電所から出てくる使用済み燃料が
処理できるかということですが、これは、
原子力発電所の原子炉並びにそれに使われます燃
料の種類、性能等によりまして、かなり違つてま
いますので、現在、まだ二号炉の調査しかわ
かっておりませんが、概略で申し上げますと、原子力
発電規模にして、大体大きざっぱにして三百万キロ
ワット程度の発電所から出てくる燃料は処理でき
ることになるかと思っております。そういうた
点から考えますと、今後のわが国における原子力
発電所の建設を予想しますと、昭和五十二、三年
ごろまでは、少なくともこの工場で十分処理でき
るのではなからうか、こういうふうにお考えお
ります。これは、繰返し申し上げますが、今後の
原子力発電所の建設状況によって、ただその能力
だけじゃなくて、どういう型の、どの種類の燃料を
使う発電所になるかということと違つてまいりま
すけれども、大ざっぱなめどとしては、その程度
の見方をいたしております。

将来、原子力発電の規模が非常に大きくなった
場合に、一カ所の再処理施設だけでは間に合わない
のじゃないかと、こういう御質問でございますが、
もし、ただいま私が申し上げましたような予
想でまいりますと、昭和五十二、三年、あるいは
もっと先になるかもしれませんが、このころにな
りますと、御指摘のとおり、国内では全部を処理
し得ないということで、さらに第二の工場の計画
というふうなものも必要にならうかと思ひます。
海外における、英米等における経験に徴します

と、たとえばイギリスなどがい例かと思えますけれども、もちろん、非常に遠方から運んでくるといふことは、いろいろ不便もあるわけでございますけれども、他方、再処理の費用という点を考えますと、当然のことながら、規模がある程度より以上大きくありませんと、再処理が非常に高くなる。再処理が非常に高くなるということは、そこから回収されます減損ウランあるいはプルトニウムのコストも非常に高くなる。したがって、こういうものをリサイクルして、国内で核燃料サイクルの確立をはかりたいというのが原子力委員会の基本方針であります。そういうことを遂行する上にも、コスト高というおそれも出てまいります。そういう意味で、小さなものを各地に分散して設けるというやり方はイギリスあたりじゃとておりません。できるだけ大きなものを集中してつくる。まあ、輸送上のいろいろな不便もありますが、その点よりも、むしろ大規模のものをつくって、そこに一括してやらせるというほうの点を強調したやり方をとっております。わが国の場合は、まあ、そのようなこともいろいろ考え合わせまして、年間で大体二百トン程度の規模のものということにきめたわけでありまして。

○森元治郎君 あと一つで終わりますが、これはしろうと考えて、炉が一つふえたんだというような感じを私は持つのですが、もしそうじゃないというなら、科学的に説明してもらいたい。というのは、危険性といいますが、同じ廃液でも、液体の場合でも、程度の高い廃液である場合には固型化するか、たいへんな開発努力が要るわけですね。再処理は、これはやはり一般の原子炉が一つふえたんだということになりますと、愛知長官の言う、炉はふやさないんだという方針とちよつと違うんじゃないか、実質的に。名前は再処理工場でも、そんな感じがするんだが、きょうは、おとなしく承りますから、科学的に説明してください。

○政府委員(村田浩君) 原子炉も、また再処理工場も、その中で原子燃料といいますが、つまり、ウランを取り扱っているという点においては相共通いたしておりますけれども、施設の機能としては全く違うわけでありまして、つまり、原子炉のほうでは、その中に装入されましたウランを燃やすように、いろいろと仕組みを考えてある。ですから、安全装置にいろいろ考えてございまして、もしそういう配慮がないとすれば、燃え過ぎまして、そうしてたいへんな放射能が出てくるということがあり得るかもしれません。

他方、この使用済み燃料の再処理工場のほうは、取り出しました燃料を硝酸などに溶かしまして、そうして化学的に、中に入っておる減損ウラン、プルトニウム、それからいわゆる放射性の灰を分離していくという工程をやっておるところでございまして、いわば、一種の化学工場のようなものであります。したがって、かりに事故というものを想定いたしましたとしても、再処理工場の場合は、どちらかと申しますと、化学工場に相似た形の事故というものを考えておかなければならないということになるかと思ひます。現実には、この硝酸等を大量に使うという点から、あるいは放射性の灰を分離していく、そのものは非常に放射線が強い、そういうものを取り出したり、移動したり、あるいは容器に詰めたり、ということをしていきますから、そういう意味で、工場内における種々の故障、事故というものについて特に気をつけておかなければならない、そういう性格を一般的に言つて持つておると思ひます。

原子炉の場合は、そういう化学薬品の形で取り扱つておるわけじゃないから、通常の場合、放射能が漏れたと申しまして、もう大きななにはないと思ひます。万々一、原子炉がいわゆる暴走するといふようなことになりまして、燃料を一所にまとめて置いてあるということから来る問題があるわけでありまして。

ですから、周辺住民の立場から見ますと、そういう意味では、原子炉のほうは、まあ非常に大きな

な関心があるということになり、再処理工場の場合は、むしろ所内の従業員の方の災害防止という点に非常に力点を置いて考えなくちゃならぬ。これは非常に一般的な言い方ではございしますが、そういうような傾向がある。そういうものでございまして。

○委員長(秋山長造君) ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(秋山長造君) 速記をつけて。他に御質疑もございせんようですから、本件につきましては、本日はこの程度にとどめます。本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十四分散会

第三号中正誤

ハシ 段行 誤

二三 定議

定義 正

二〇 終わり 一八 ちよつと

そいつを そいつた

昭和四十一年三月十六日印刷

昭和四十一年三月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局